

令和4年5月17日

判定申請図書（副本）等の確認検査機関等への 直接送付についてのご案内

（一財）愛知県建築住宅センター

1. 適合判定通知書（写し）、判定申請図書（副本）を建築主事又は指定確認検査機関へ送付（配達（紙申請の場合）又は、電子送付※（電子申請の場合））いたします。
※電子送付：メールを想定しています。（随時更新予定。）
2. 適合判定通知書（原本）は、申請代理者様へ送付（郵送）となります。
3. 送付を希望される場合は、適合判定通知書発行時まで送付依頼書又はその写しをご提出ください。
4. 送付時には、申請代理者様及び確認検査機関等へメールにて連絡いたします。

<注意事項>

- (1) 送付依頼書の提出前に、確認検査機関等へ直接送付の了解を得てください。
確認済証等交付時に確認検査機関等から構造適判の副本を申請代理者様へ返却（窓口受取（又は送付）又は電子送付）していただく必要があります。
- (2) 宅配業者等による図書の紛失、破損、遅延等については、申請者（建築主）様又は申請代理者様にて対処をお願いいたします。
- (3) 送付後の確認検査機関等への補正等対応が発生した場合は、申請代理者様にて対応をお願いいたします。
- (4) 依頼者は、申請者（建築主）様又は申請代理者様となります。
- (5) 確認検査機関等への送付（配達）費用は当センターが負担し、信書便により送付いたします。（宅配業者の信書便は到着時間帯の指定ができません。）
- (6) この直接送付によらず、申請者（建築主）様又は申請代理者様による窓口での受領に変更も可能です。
- (7) 送付依頼書の様式は、当センターのホームページよりダウンロードしてください。

<問い合わせ先>

（一財）愛知県建築住宅センター 判定評定部 判定評定課
〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄四丁目 3-26 昭和ビル 1F
TEL：052-264-4065 FAX：052-264-4068
E-mail：hantei@abhc-mail.jp HPアドレス：<http://www.abhc.jp/>